

監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年11月29日

寒川町監査委員 後藤 雅弘  
同 太田 眞奈美

**1 監査の種類**

財政援助団体等の監査（公の施設の指定管理）

**2 監査の実施期間**

令和5年10月3日から令和5年10月27日まで

**3 監査の対象機関**

寒川町営プール指定管理者：(株)ハヤシ 所管課：学び育成部 スポーツ課

**4 監査の対象**

令和4年度寒川町営プールの管理に係る出納その他の事務並びに学び育成部スポーツ課の指定管理に係る出納その他の事務

**5 監査の着眼点（評価項目）及び実施内容**

監査の実施にあたっては、株式会社ハヤシ及び町スポーツ課より監査説明書及び関係書類等の提出を求め、施設が関係法令等に沿って適切に管理されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか、施設管理に係る出納その他の事務が目的に沿って適切に行われているか等を主眼として監査を実施し、関係職員等の説明を聴取し併せて現地調査を行った。

**6 監査の結果**

基本協定が履行されていない事項や、正確性が確認できなかった、指定管理業務及び自主事業に係る収支報告について、留意すべき事項とした。

なお、留意すべき事項については文書指導とし、その措置状況の報告を求め、その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

(留意すべき事項)

- ・基本協定書第32条に「乙は、指定管理料及び利用料金による収入について、乙の他の口座とは別の口座で管理する」と定められているが、指定管理業務の口座に指定管理業務以外のものが混在していた。
- ・基本協定書第18条に「乙は、管理業務を一括して第三者に対して委託してはならない。ただし、管理業務の一部についてあらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。」と定められているが、承認を受けていない再委託業務があった。
- ・基本協定書第55条に「乙は、会計年度の終了後30日以内に、管理業務の実績を記載した実績報告書及び財務書類に、必要な書類を添付して甲に提出しなければならない。」と定められているが、指定管理者の経理関係のシステムでは、寒川町営プールに係る経費が抽出できないとのことであり、監査の際提出された、指定管理業務及び自主事業の収支について、正確性が確認できなかった。
- ・基本協定書第58条に「毎月ごとに、乙が実施した自主事業の収支を明らかにした書類を翌月の10日までに甲に提出するものとする。」と定められているが、書類には一部の自主事業を除き、記載がなかった。

なお、こうした留意すべき事項があったにもかかわらず、指定管理業務総括評価等では「執行体制」や「経理事務」が「良好」とされていた。

## 7 監査の結果に対する意見

### (1) 所管課に対する意見

- ・モニタリング、指定管理業務総括評価について

留意すべき事項として指摘したように、不適切な事務処理が散見されたが、モニタリングや指定管理業務総括評価では「良好」と評価されていた。

このようにモニタリング等が形式的なものとなり、適切に実施されていない状況が続くと、継続的にサービス水準の維持・向上を図ることが困難となるとともに、様々なリスクの予兆を見逃す可能性もある。

町は、モニタリング等を通じ、指定管理者と課題を共有し、指導・助言を行うことで施設の管理業務等の改善・向上を図ることが可能となる。今後は、モニタリング等の重要性を認識し、実施されたい。

### (2) 指定管理者に対する意見

- ・基本協定書の遵守等について

留意すべき事項として指摘したように、基本協定書で定めている事項が守られていない事例が散見されたので、遵守に努められたい。

また、寒川町営プールに係る指定管理業務等の収支の正確性が担保されていないにもかかわらず、収支報告書として提出されていたことは、指定管理者に対する信頼性が損なわれかねない大変遺憾な事態である。早急に経理業務を改善されたい。